

第1章 計画に関する基本事項

(1) 背景・趣旨

令和2（2020）年11月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「地域交通法」という）が施行され（図1-1）、地方公共団体が交通事業者等と連携して「地域公共交通計画」を作成し、多様な輸送資源の活用による移動ニーズへのきめ細やかな対応や、公共交通サービスの改善により、持続可能な交通サービスの提供を確保することが示されました。

近年、公共交通の利用者の減少や運転士の不足により、バスやタクシーといった公共交通サービスの確保が厳しさを増しています。東京都市圏パーソントリップ調査の結果では、昭和43（1968）年の調査開始以来、平成30（2018）年に初めて総移動回数が減少に転じ、都市交通政策は転換期を迎えています。加えて、幅広い世代のライフスタイルや働き方の変化、運転免許証の自主返納の増加、運転士の労働時間の上限規制に伴ういわゆる2024年問題による運転士不足の深刻化など、環境の変化に対応しながら交通サービスの提供を確保することが難しい局面を迎えています。

また、令和6（2024）年4月には改正障害者差別解消法が施行され、障害のある人への合理的配慮の提供が一層求められています。

公共交通は、誰もが日常生活を送る上で必要不可欠であるとともに、人々の外出を促し、健康増進やまちの価値の向上など多面的な効果をもたらすものであることから、市域全体で地域に適した交通サービスの充実を図るため、地域交通法に基づく「横浜市地域公共交通計画」（以下「計画」という）を策定します。

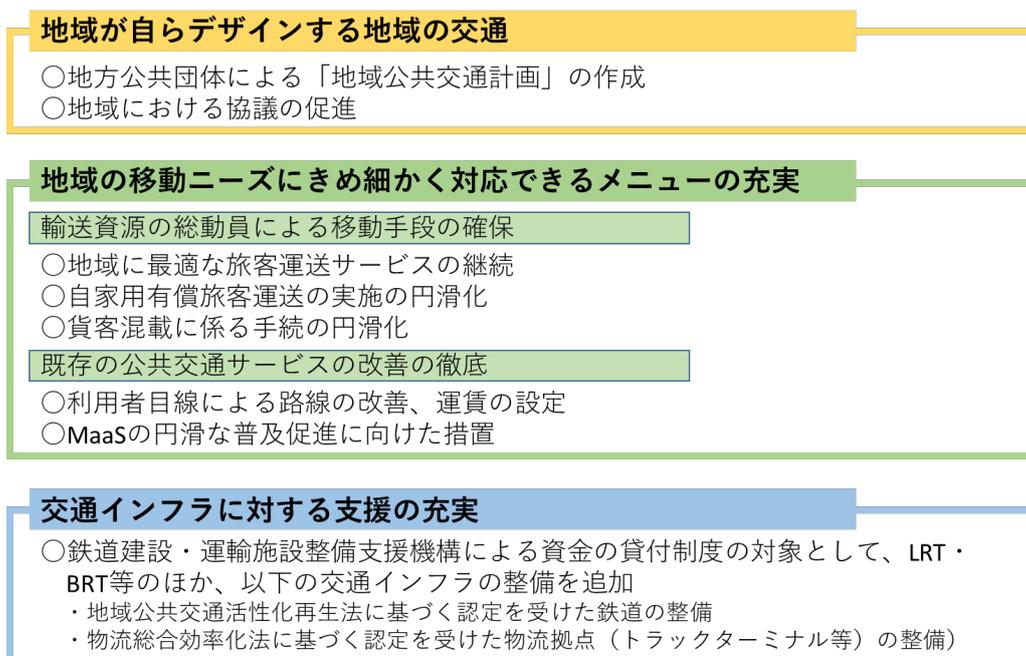


図1-1 地域交通法の概要

資料) 国土交通省資料

(2) 計画の区域

横浜市全域とします。

(3) 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

(4) 計画の位置付け

本市の交通政策全般にわたる計画としては、「横浜都市交通計画」（平成20（2008）年3月策定、平成30（2018）年10月改定）があり、目標年次を令和12（2030）年頃とし、政策目標や施策の方向性などを提示したマスタープランとして運用しています。

今回新たに策定する計画は、そのうち地域公共交通の取組を推進するためのアクションプランとして運用します（図1-2）。

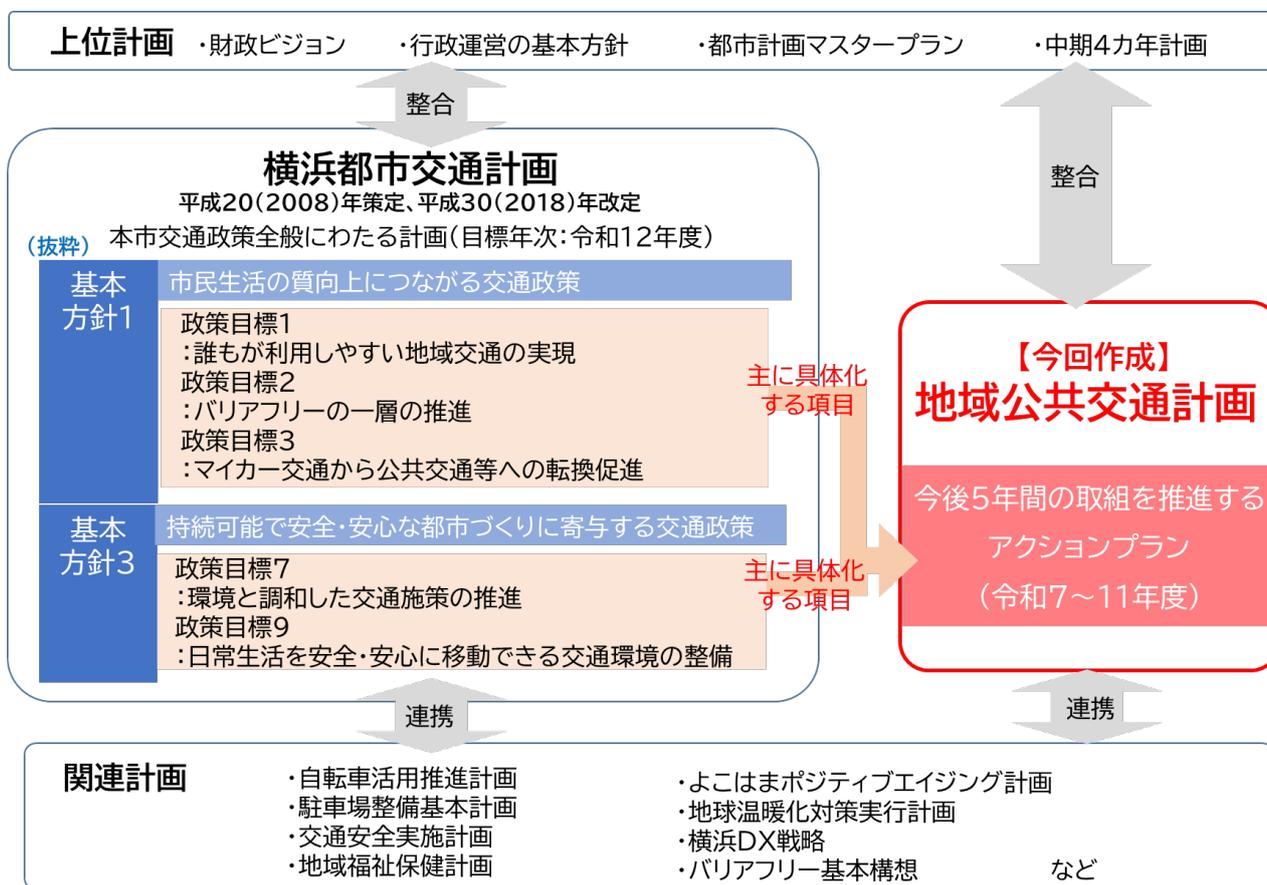


図1-2 計画の位置づけ

資料) 横浜市作成